

労働基準関係法令違反に係る公表事案

沖縄労働局

最終更新日

令和7年2月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(医) 社団菱秀会 KIN 放射線・健診クリニック	沖縄県国頭郡金武町	R6.2.19	労働基準法第15条	労働者1名に対し、労働条件について書面を交付する等により明示しなかったもの	R6.2.19送検
(有) 大洋建設	沖縄県うるま市	R6.3.19	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第66条の2	移動式クレーンを用いて作業を行う際、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R6.3.19送検
宮古製糖(株)	沖縄県宮古島市	R6.5.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械を用いて運搬作業を行った際、労働者を危険な場所に立ち入らせたもの	R6.5.7送検
K I T O (株)	沖縄県中頭郡西原町	R6.5.24	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第375条	土止め支保工作業主任者に、土止め支保工の腹起しの取り外し作業を直接指揮させる等の職務を行わせていなかったもの	R6.5.24送検
(株) 綿半工務	新潟県新発田市	R6.6.20	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第636条	関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、随時、必要な作業間の連絡および調整を行っていなかったもの	R6.6.20送検
(株) 暁総業	沖縄県那覇市	R6.6.20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第164条	車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用したもの	R6.6.20送検
(有) 銘苅工業	沖縄県国頭郡金武町	R6.8.1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第526条	足場に安全に昇降するための設備を設けなかったもの	R6.8.1送検
(株) 奥浜組	沖縄県那覇市	R6.9.2	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第655条	関係請負人の労働者が足場上で作業を行うに当たり、足場の墜落防止設備を設けていなかったもの	R6.9.2送検
富島総業(株)	沖縄県宮古島市	R6.9.2	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第564条	足場組立て作業で、要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落防止措置を講じることなく労働者に幅木の取り付け作業を行わせたもの	R6.9.2送検
(株) 浦和工業	沖縄県島尻郡八重瀬町	R6.10.4	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第566条	足場の組立て等作業主任者に足場の組立て作業の進行状況を監視させていなかったもの	R6.10.4送検
高良工業	沖縄県沖縄市	R6.10.24	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第566条	足場の組立て等作業主任者に器具、工具、要求性能墜落制止用器具の機能を点検し不良品を取り除くことを行わなかったもの	R6.10.24送検